第一号中タをレとし、トからヨまでをチからタまでとし、への次に次のように加える。

ト　居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払であって、北朝鮮に住所若しくは居所を有する自然人若しくは主たる事務所を有する法人その他の団体（当該法人その他の団体の外国にある支店、出張所その他の事務所を含む。）又はこれらのものにより実質的に支配されている法人その他の団体（本邦内に主たる事務所を有する法人その他の団体を除き、当該法人その他の団体の外国にある支店、出張所その他の事務所を含む。）に対しするもの。ただし、次に掲げる支払を除く。

(1)　電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がする国際電気通信役務に係る精算料金に係る支払

(2)　万国郵便連合憲章に規定する指定された事業体間で決済する、万国郵便条約及びその施行規則に規定する補償金に係る支払

(3)　厚生労働大臣がする労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に基づく保険給付に係る支払、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）に基づく給付に係る支払、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）に基づく保険給付に係る支払その他これらに類する給付に係る支払

(4)　北朝鮮に滞在する居住者がその滞在に伴い通常必要とする支払

(5)　北朝鮮に住所又は居所を有する自然人に対する支払であって、次に掲げるもの（十万円に相当する額以下のものに限る。）

(i)　北朝鮮に住所又は居所を有する自然人がする食糧、衣料、医薬品その他生活に欠くことができない物資の購入に充てられるもの

(ii)　北朝鮮に住所又は居所を有する自然人が医療サービスを受けるために充てられるもの

(iii)　(i)及び(ii)に掲げるもののほか、人道上の理由により特に必要と認められるもの

**附　則**

この告示は、平成二十八年二月二十六日から適用する。

**○財務省告示第五十一号**

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号。以下「令」という。）第八条の二第一項第一号の規定に基づき、特定の地域を仕向地又は積出地として支払手段又は証券を携帯して輸出し、又は輸入しようとする場合として財務大臣が定める場合を次のように定め、平成二十八年二月十九日から適用する。

平成二十八年二月十九日　財務大臣　麻生　太郎

北朝鮮を仕向地として令第八条の二第一項第一号に規定する支払手段又は証券を携帯して輸出しようとする場合

**○経済産業省告示第二十七号**

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第六条第一項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法第十六条第一項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない支払等（平成二十一年経済産業省告示第二百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十八年二月二十六日から施行する。

平成二十八年二月十九日　経済産業大臣　林　幹雄

第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払であって、北朝鮮に住所若しくは居所を有する自然人若しくは主たる事務所を有する法人その他の団体（当該法人その他の団体の外国にある支店、出張所その他の事務所を含む。）又はこれらのものにより実質的に支配されている法人その他の団体（本邦内に主たる事務所を有する法人その他の団体を除き、当該法人その他の団体の外国にある支店、出張所その他の事務所を含む。）に対し行うもの。ただし、北朝鮮に住所又は居所を有する自然人に対する支払であって、次に掲げるもの（十万円に相当する額以下のものに限る。）を除く。

イ　北朝鮮に住所又は居所を有する自然人が行う食糧、衣料、医薬品その他生活に不可欠な物資の購入に充てられるもの

ロ　イに掲げるもののほか、人道上の理由により特に必要と認められるもの